

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：モンゴル 担当：人間開発部
案件名：日本モンゴル教育病院整備計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2014年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における保健医療に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月10日から2013年7月12日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月10日から2013年7月16日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月26日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月上旬
- (5) 契約交渉 : 8月中旬～8月下旬

5 業務の目的

モンゴル国（以下「モ」国）は1990年に社会主義体制から民主化・市場経済化へ移行した後、10年近く低成長を経験したものの、鉱物資源分野の順調な伸び等により急速に経済成長を遂げており（経済成長率17.3%（2011年モンゴル国家統計委員会（以下NSC））、低所得国となっている（一人当たりGDP2,562米ドル（2011年世界銀行））。「モ」国の開発計画「2008年～2012年までの政府行動計画」の目標は5つあり、「資源開発の加速化、鉱業生産による利益の国民への配分の実現」「工業化の推進、地場産業の振興」「農牧産品の自給率の向上」といった産業の振興、「保健・教育・雇用環境の整備、技能労働者の人材育成」「行政の透明性・責任の向上による国家と国民の相互信頼の強化」と国の基盤造りや行政サービスの強化が掲げられている。

保健セクターにおいては、乳児死亡率（出生千対）が1990年の76から31（2011年）へ、5歳未満児死亡率（出生千対）が107から29へ、妊産婦死亡率（出生十萬対）が120から63（以上UNICEF）へと減少しており、保健医療分野のミレニアム開発目標は達成が見込まれている。このように国全体で見れば基礎的な保健指標は改善しているが、地方や人口流入が著しい首都ウランバートル中心部外の住民の健康状況は必ずしも良好ではなく、これらの地域の住民に対する一次及び二次医療サービスの改善が課題とされている。「モ」国の一次医療サービスの拠点は家庭医療保健センター（Family Health Center（以下FHC））と村保健センター（Soum Health Center（以下SHC））であり、プライマリ・ヘルスケアが提供されているが（疾病構造が感染症から非感染性疾患に移行し近年は予防に重きを置かれている）、特に地方ではこれらの一次医療施設に勤務する医師が不足している上、その技術水準の低さが課題となっている。また症状が重い場合に利用される県病院及びウランバートル市内の地区病院等の二次医療施設は場所によっては容易にアクセスすることが困難であり、更に技術水準の低さが問題となっている。このような状況から、「モ」国政府は質の高い一次及び二次医療サービスを国全体に行き届かせるべく、卒業後の医師の体制と二次医療施設及び二・五次のサービスを提供する地域診断治療センターの整備を進める方針である。

モンゴル保健医療科学大学（以下、モ大学）は1942年に設立された唯一の医療系国立大学であり、教育科学省が所管している。医学部、看護学科や助産学科、臨床検査学科等を有する医療技術学部など7学部が首都ウランバートル市の中心部に位置し、地方に3つの分校がある。総学生数は約1万人（2012年）、「モ」国全体の95%の保健人材を輩出する国最大の医療教育拠点である。医学部には医学生が2900人、常勤教員110人が在籍している。「モ」国の医師の卒前教育は6年間であり、2008年以降は地方の一次レベルの医師不足を解消するため、卒業後の2年間はFHCやSHCでの勤務が義務付けられている。しかし「モ」国では多くの国で実施されている卒業直後の臨床実習が無く、臨床経験が無いままに診断等するために技術水準の低さが問題となっている。この勤務後に卒後研修が行われるが、モ大学には臨床実習施設が無く、卒業生はモ大学が提携する市内16カ所の三次病院（3つの総合病院、13の専門病院・専門医療センター）に分散して研修が実施されている状況にある。これらの病院は三次レベルであり、国が医師の配置先として重視している一次及び二次レベルの実践の学び場になっておらず、また教育施設として整備されていないこと等からも、「モ」国政府は卒後の臨床実習の時期等は検討中であるものの、実習の場の確保は早急に進めることとしている。

ウランバートル市には「モ」国の人口（281万1,600人（2011年NSC））の半数（128万7,100人）が集中し、地方からの流入等により人口が増加し続けている。流入が著しい市の中心部外の地区は貧困層も多く、これらの地区への地区病院の設置ニーズが高まっている。また市内には16カ所もの三次病院があり、軽微な傷病でもこれらの病院に患者が殺到しており、市内のレファラル・システムが適切に機能していない状況にある。これに対し「モ」国政府は、三次レベ

ルの病院への患者の集中を緩和し、住民の医療サービスへのアクセスを高めるため、市内の二次医療施設の整備を急いでおり、西部の貧困地区ではアジア開発銀行の「第四次保健セクター開発プロジェクト」(2011年～2016年)の支援を受け地区病院の建設を計画しているが、他地区での建設が課題となっている。

かかる状況から、2012年8月に「モ」国政府は、不足するウランバートル市内の地区病院を整備することにより、市の医療施設整備のニーズに応えると共に、それをモ大学の付属教育施設とし、地方で提供している環境下を想定しての医師の実践的な臨床実習の場を整えることにより、ウランバートル市のみならず地方のプライマリ・ヘルスケアの質の向上にも貢献することを目的として、一般内科、小児科、産婦人科、手術室、処置室、感染症対策科、神経科、検査室、入院施設(150～200床)及び講義室等を有する地下1階、地上5階、延床面積9,000㎡の施設の新設、及び診断、治療、入院、教育用等の機材計314品目の調達に必要な資金につき我が国政府に対し無償資金協力を要請してきた。

本要請を踏まえ、当機構は2013年5月に要請内容の確認等を目的とした現地調査を実施し、目的の確認や、プロジェクトサイトや実施体制等について情報収集を実施した。本協力準備調査では、事業実施の必要性・妥当性を確認の上、本件実施の前提条件及び基礎情報となる自然条件調査、保健セクター関連の情報収集等を行い、一般プロジェクト無償資金協力の実施を前提とした適切な事業計画及び概略設計の策定、概略事業費の積算等を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ウランバートル市

(2) 要請内容

地区病院レベルの医療サービスの機能を有したモ大学の教育病院の建設と機材の調達
施設(新設)

延床面積: 9,000㎡

配置: 高層方式(地下1階、地上5階)

構成: (地下1階)ランドリー、医療廃棄物室、設備室、霊安室等 計12種

(地上1階)受付、待合室、検査室、処置室、救急室等 計28種

(地上2階)専門科等 計40種

(地上3階)手術室等 計10種

(地上4階)学部室等 計7種

(地上5階)講義室、クリニカル・スキル・ラボ室、図書館等 計9種

病床数は150～200床。

機材

診断用機材、治療用機材、補助機材(ランドリー機材、滅菌機材等)、入院機材(ベッド等)

講義室用機材、事務機材、救急車等 計314品目

(3) 業務内容

ア インセプション・レポートの作成、説明、協議

イ プロジェクトの背景、目的、内容の確認

ウ 保健セクターの上位計画の概要と本計画の位置付け、整合性の確認

エ 「モ」国及びウランバートル市の保健医療、「モ」国医学教育の状況、課題の確認

オ 他ドナーの援助動向の調査

カ サイト状況(自然条件等)調査

キ 対象施設及び建設地選定の妥当性の確認

ク 運営維持管理体制の確認

ケ 施設計画調査

コ 機材計画調査

サ 施工計画調査

シ 調達事情調査

ス 技術支援の必要性・可能性の検討、ソフトコンポーネント計画の策定

セ 無償資金協力の意義(妥当性)、範囲及び基本構想の検討

ソ 無償資金協力の対象施設・機材に係る基本設計

タ プロジェクトの成果、裨益効果等評価し表の検討・関連情報の収集

チ その他の配慮事項等の調査

機材内容については、入札に対応できる仕様及び設計図書の作成が可能なレベルとする。

7 成果品等

(1) 業務計画書 (2013年 8月下旬)

(2) インセプション・レポート (2013年 8月下旬)

(3) 現地調査結果概要 (2013年10月上旬)

(4) 準備調査報告書(案) (2014年 2月上旬)

(5) 概略事業費(無償)積算内訳書 (2014年 2月上旬)

(6) 機材仕様書 (2014年 3月上旬)

(7) 準備調査概要資料 (2014年 3月上旬)

(8) 準備調査報告書 (2014年 3月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1)業務主任/建築計画（評価対象予定者）
- (2)建築設計（評価対象予定者）
- (3)設備計画
- (4)機材計画/維持管理計画（評価対象予定者）
- (5)機材調達計画/積算
- (6)施工計画/積算
- (7)保健医療事情

9 特記事項

- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年5月に事前調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。